

○函館工業高等専門学校自己点検・評価に関する規程

平成20年2月19日

函高専達第19号

函館工業高等専門学校自己点検・評価に関する規程

(趣旨)

第1条 函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)が、本校の教育・研究、組織及び運営並びに社会貢献(以下「教育研究等」という。)の状況について自ら行う点検及び評価等(以下「自己点検・評価」という。)及び学外者による評価の結果に係る検証と活用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 自己点検・評価、及び学外者による評価並びに検証は、本校の教育研究活動等の質的向上を図り、本校の管理運営等の改善に資するとともに、一層の活性化と水準の向上を目指し、もって本校の目的及び社会的使命に応えることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自己点検・評価 学校教育法第109条第1項(同法第123条により準用)に定める自己点検及び評価
- 二 外部評価 本校が主体となって自己点検・評価の一環として行う学外者による評価
- 三 第三者評価 学校教育法第109条第2項(同法第123条により準用)に定める認証評価機関、その他高等教育の質保証を目的に行う評価

(委員会)

第4条 第2条に定める目的を達成するため、本校内部組織等規程(平成7年10月20日函高専達第11号)第17条第1項第二号に規定する点検評価委員会(以下「委員会」という。)が、本規程に定める事項を実施する。

(委員会の組織及び運営)

第5条 本校内部組織等規程第17条第2項の規定に基づき、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を以下の各項に定める。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。ただし、第一号及び第二号に掲げる委員は、校長が指名する。

- 一 各学科(生産システム工学科を除く。)、一般系の教員

- 二 生産システム工学科の各コースの教員
  - 三 総務課長
  - 四 学生課長
  - 五 その他校長が必要と認めた者
- 3 委員会に委員長を置き、前項の委員から校長が指名する。
  - 4 委員長は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (実施体制)

- 第6条 自己点検・評価に関する事項の総括は委員会が行い、各種委員会等（以下「実施組織」という）が、第8条に掲げる事項の自己点検・評価を行うこととする。
- 2 前項に規定する実施組織は、別表のとおりとする。

#### (実施方針)

- 第7条 自己点検・評価は、毎年度実施する。
- 2 第8条に掲げる事項等の自己点検・評価結果のうち、校長が必要と認めた事項について、外部評価を実施する。
  - 3 第三者評価は、学校教育法その他法令に定める認証評価機関の定める基準に従い、実施する。

#### (自己点検・評価事項等)

- 第8条 次の各号に掲げる事項について自己点検・評価を行う。
- 一 学校基盤に関すること。
  - 二 教育の質保証に関すること。
  - 三 教育体制に関すること。
  - 四 学生支援に関すること。
  - 五 国際化に関すること。
  - 六 研究活動に関すること。
  - 七 社会・産業・地域貢献に関すること。
  - 八 その他必要と認める事項

#### (自己点検・評価結果の報告及び公表)

- 第9条 委員会は、実施組織が行った自己点検・評価の結果を取りまとめ、その内容を校長に報告する。
- 2 校長は、自己点検・評価の結果を、執行会議及び運営会議の議を経て、報告書等により公表する。

(自己点検・評価結果に基づく改善)

第10条 校長は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められるものについて、当該実施組織にその改善策の検討を付託する。

2 実施組織は、前項の付託に対する改善策を校長に報告する。

3 校長は、前項の報告を受け、実施組織に具体的な改善を指示するとともに、次期年度計画等の策定に反映させる。

(自己点検・評価の資料及び保管)

第11条 自己点検・評価にかかるすべての資料は、函館工業高等専門学校文書管理要項(平成27年9月29日函高専達第6号)に基づき、文書管理者が保管する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、校長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日函高専達第53号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第55号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月25日函高専達第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月24日函高専達第1号)

1 この規程は、令和3年6月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 函館工業高等専門学校点検評価委員会規程(平成20年2月19日函高専達第19号)は廃止する。

別表（第6関係）

自己点検・評価事項に基づく実施組織

自己点検・評価の実施事項	実施組織
学校基盤に関すること。 (三つの方針を含む)	執行会議 運営会議 総務企画室 教育企画室 広報委員会 学術情報教育センター
教育の質保証に関すること。	執行会議 教育企画室 教務委員会 専攻科委員会 点検評価委員会
教育体制に関すること。	執行会議 教育企画室 教務委員会 専攻科委員会
学生支援に関すること。	執行会議 学生委員会 寮務委員会 総合学習支援センター学習支援室 総合学習支援センター学生相談室 総合学生支援センター女子学生サポート室 総合学生支援センター留学生サポート室 キャリアセンター
国際化に関すること。	執行会議 国際交流センター 総合学生支援センター留学生サポート室
研究活動に関すること。	執行会議 研究企画室 地域共同テクノセンター ドローン研究センター
社会・産業・地域貢献に関すること。	執行会議 研究企画室 地域共同テクノセンター 技術教育支援センター 教務委員会 学生委員会 広報委員会
その他必要と認める項目	執行会議